

# 知っておきたい税情報

## ◇消費税率が改正(平成26年4月1日から)

### 改正点

- 消費税率が2段階で引上げられることになりました。
- ・消費税率引上げに伴う経過措置が講じられました。
- ・消費税が円滑かつ適正に転嫁できるようにするための対策が講じられました。

## ◇消費税率の引き上げ

消費税率が、次のとおり2段階で引上げることとされました。

区分	適用開始	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率(国税)		4.0%	<b>6.3%</b>	<b>7.8%</b>
地方消費税率		1.0%	<b>1.7%</b>	<b>2.2%</b>
合計		5.0%	<b>8.0%</b>	<b>10.0%</b>

## ◇領収書等にかかる印紙税の非課税範囲の改正 (平成26年4月1日から)

### 改正点

- 「金銭又は有価証券の受取書」については、平成26年4月1日以降に作成されるものについて、記載された受取金額が5万円未満(現在は3万円未満)のものについて非課税とされました。

印紙税の額	改正前	改正後
非課税	3万円未満	<b>5万円未満</b>
200円	3万円以上～ 100万円以下	<b>5万円以上～ 100万円以下</b>

注) 記載された受取金額に消費税等が含まれている場合は、消費税等を含んだ金額が受取金額となります。ただし、消費税等の金額が区分記載されているなど消費税等の金額が明らかとなる場合は、記載された受取金額に消費税等を含めないこととされています。